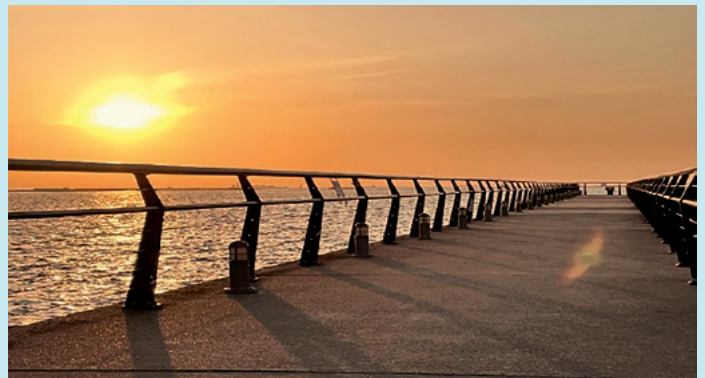


神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

令和6年版 (令和5年労働災害のとりまとめ)



建設業における災害防止のポイント

- 墜落・転落災害防止対策：改正労働安全衛生規則による足場の点検者の指名、本足場の使用の徹底等、はしご・脚立の適正使用、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を踏まえたより安全な措置、構造規格に適合するフルハーネス型墜落制止器具の使用の徹底
- 建設工事の現場等における貨物自動車の荷台からの墜落・転落等の荷役災害防止対策
- 山岳トンネル工事における肌落ち等災害防止対策（令和6年3月26日改正ガイドライン）
- 転倒災害の防止
- 交通労働災害の防止、建設工事現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- 高齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策、一人親方等の安全衛生対策
- 伐木等作業の安全対策
- 「見える化」の積極的な取組による労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 熱中症予防対策の徹底
- じん肺予防対策（第10次粉じん障害防止総合対策に基づく呼吸用保護具の適正な使用等）
- 騒音障害防止対策
- 化学物質による健康障害防止対策（塗膜剥離作業、溶接ヒューム等）
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の実施

神奈川県労働局労働基準部

目 次

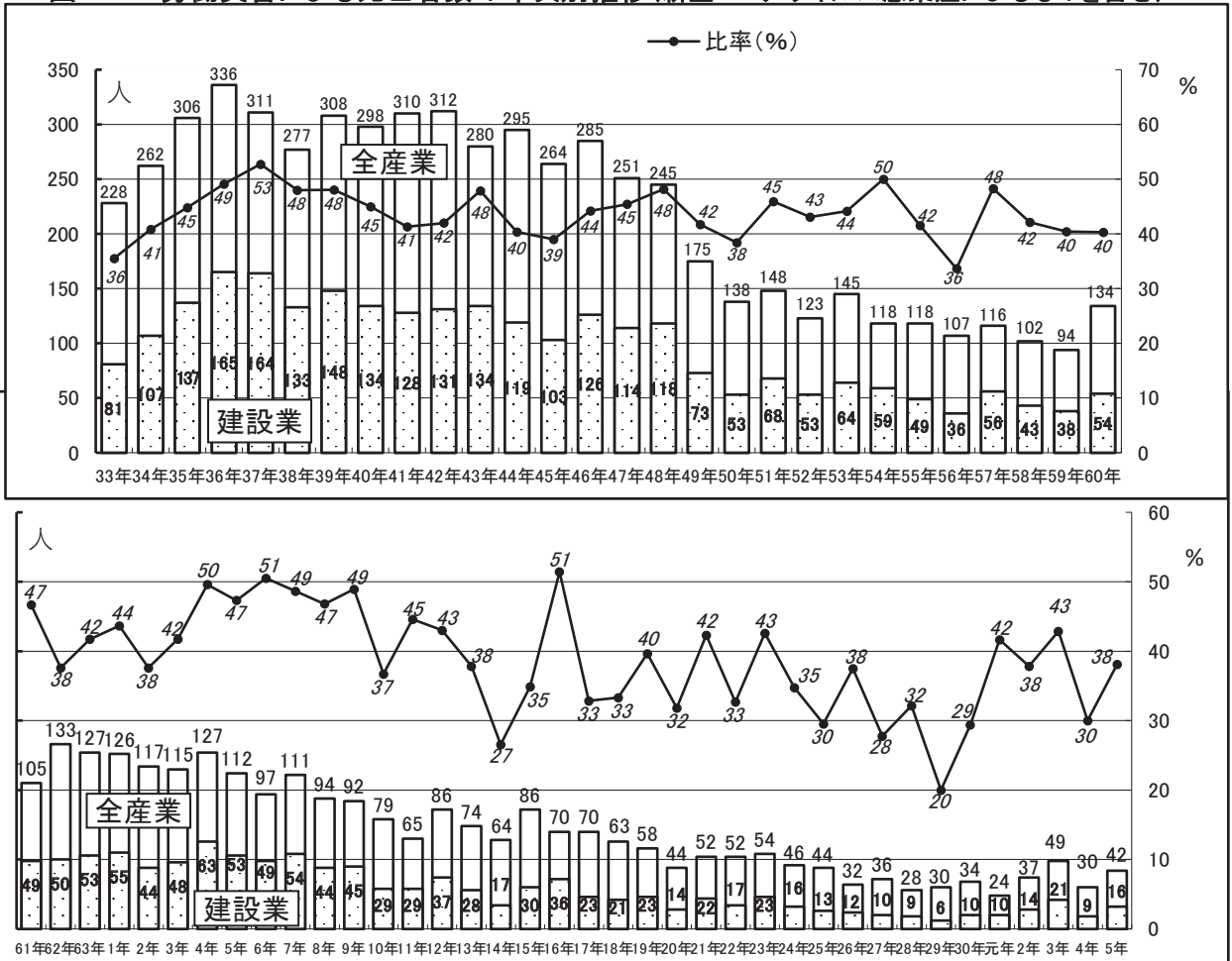
1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	令和5年における建設業の死亡災害の概要	… 9
14	足場からの墜落防止措置が強化されます(令和5年10月1日から順次施行)	… 14
15	足場からの墜落防止のための措置を強化します(平成27年7月1日から施行) 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願い	… 18
16	墜落・転落災害を減らすため、はしごや脚立を安全に使いましょう!	… 26
17	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!	… 28
18	「ロープ高所作業」での危険防止対策	… 34
19	移動式クレーン構造規格が改正されました	… 37
20	安全・安心な現場作業を応援します! 高度安全機械等導入支援補助金	… 38
21	建設業の交通労働災害の防止対策	… 40
22	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	… 41
23	屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ	… 43
24	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について	… 47
25	剥離剤による中毒が多発しています!	… 51
26	事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!	… 52
27	事業者・一人親方の皆さまへ 2023年4月改正(危険有害作業)	… 54
28	事業者・一人親方の皆さまへ 2025年4月改正(危険箇所等)	… 56
29	第14次労働災害防止計画(神奈川計画)推進状況	… 58

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

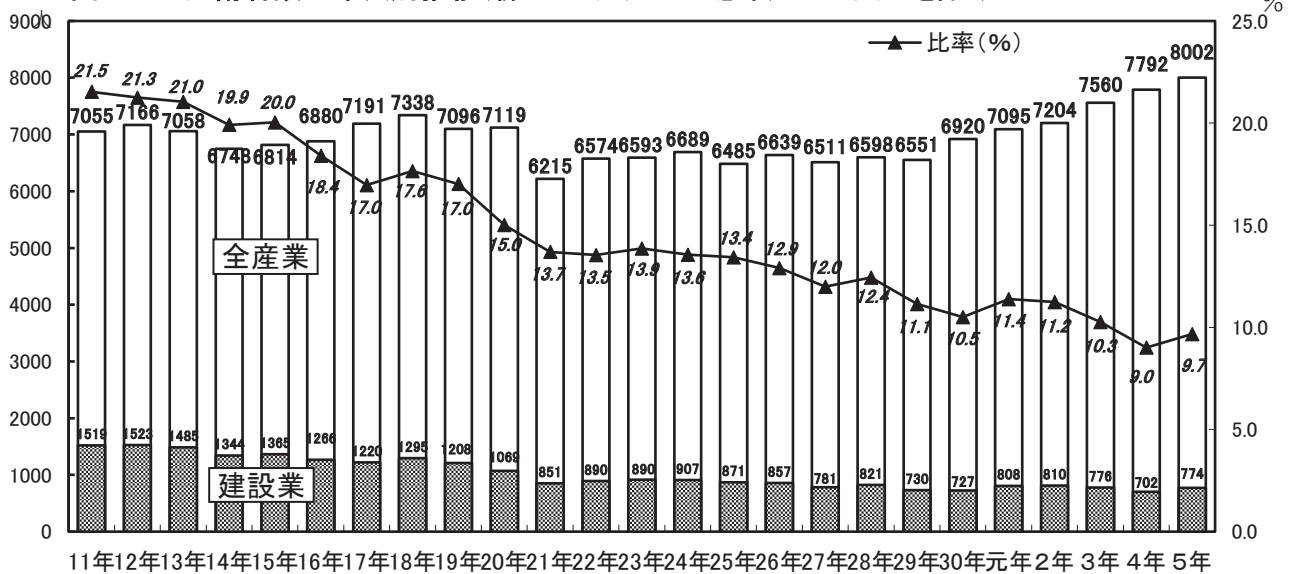
1 労働災害の推移

図1-1 労働災害による死亡者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



建設業の死亡者数は図1-1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成28年に10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。その後は増加に転じ、令和3年には21人となり、全産業の中で建設業の比率は上がった。なお、建設業における「新型コロナウイルス感染症」による死亡者は、令和4年に1人発生しているが、令和5年は0人であった。

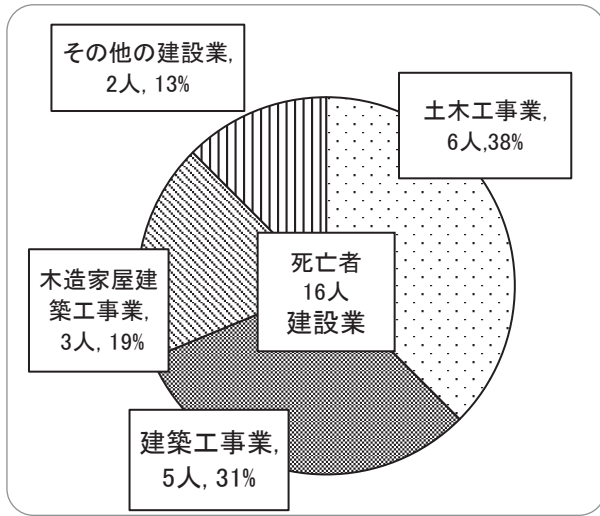
図1-2 死傷者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



建設業の死傷者数は図1-2のとおり、長期的には減少傾向にある。平成30年に727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかし、翌年の平成31年・令和元年から建設業の死傷者数は増加に転じた。「新型コロナウイルス感染症」まん延以降、同感染症による死傷者数を除いた推移としては、令和2年は810人と前年より増加したが、以降の令和3年は776人に、令和4年には過去最少の702人まで減少した。しかしながら、令和5年は774人となり、1割程度増加した。建設業の死傷者数が全産業に占める比率は長期的には減少傾向にある。

2 工事種別の災害発生状況

図2-1 令和5(2023)年 建設業・工事種別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(参考) 令和5(2023)年 全産業・業種別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

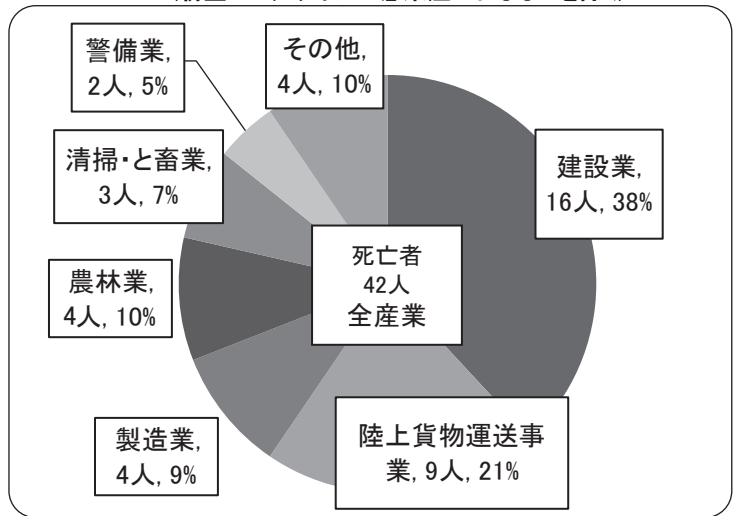
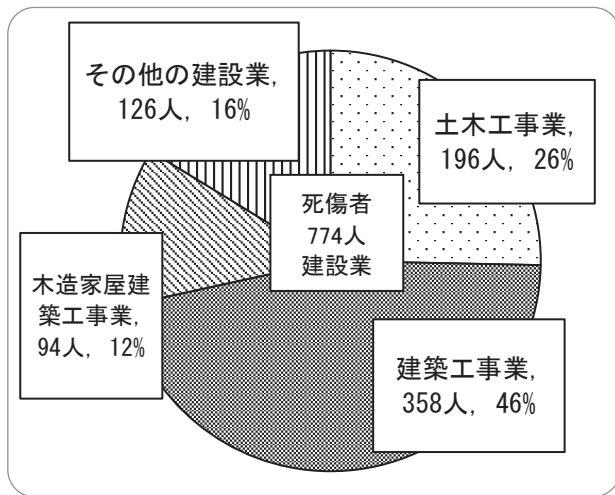
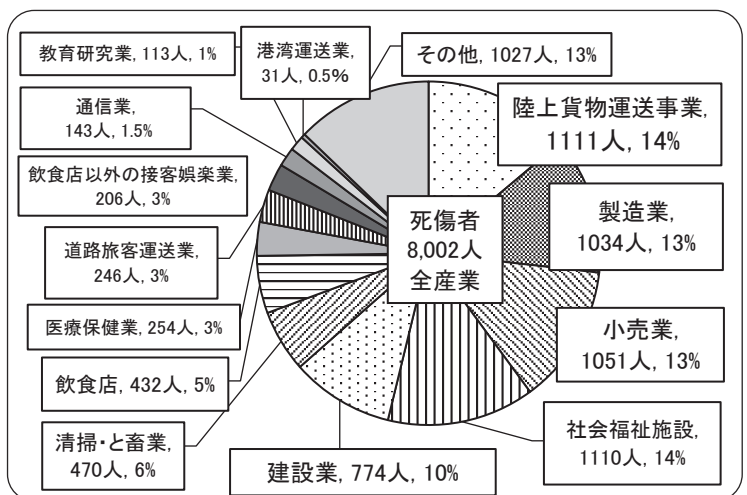


図2-2 令和5(2023)年 建設業・工事種別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(参考) 令和5(2023)年 全産業・業種別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

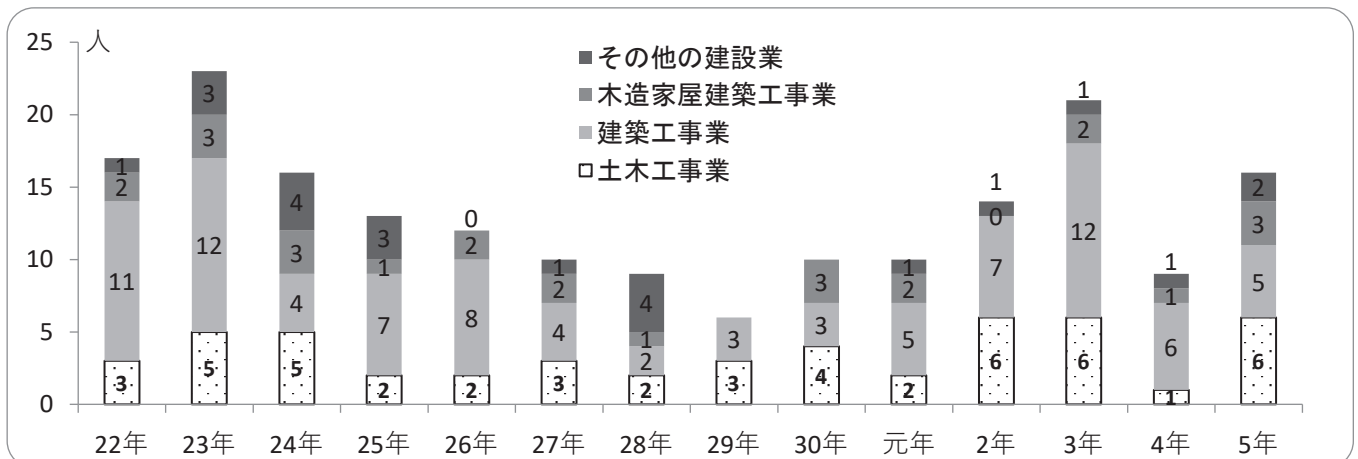


工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、土木工事業が6人(38%)で、建築工事業が5人(31%)、木造家屋建築工事業が3人(19%)、その他の建設業(機械器具設置工事業等)が2人(13%)であった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が358人と最も多く建設業全体の46%を占め、次いで土木工事業が196人(26%)、その他の建設業126人(16%)、木造家屋建築工事業が94人(12%)の順であった。この内訳の傾向は前年と比べ建築工事業、土木工事業で増加傾向が認められた。

なお、平成22年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりである。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和5(2023)年 規模別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

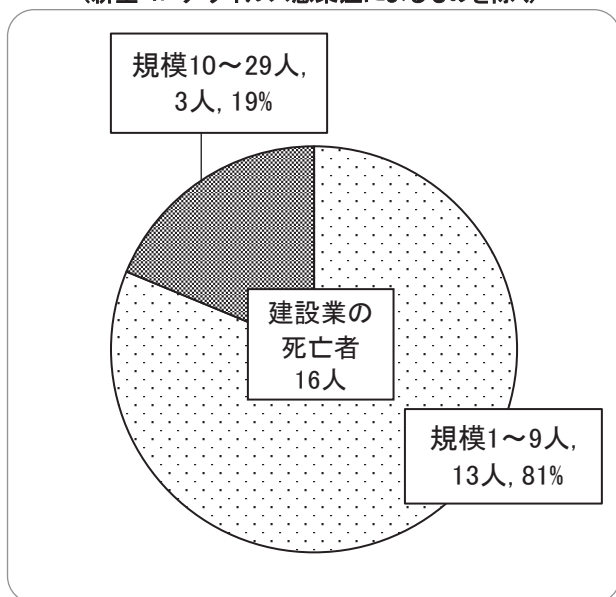
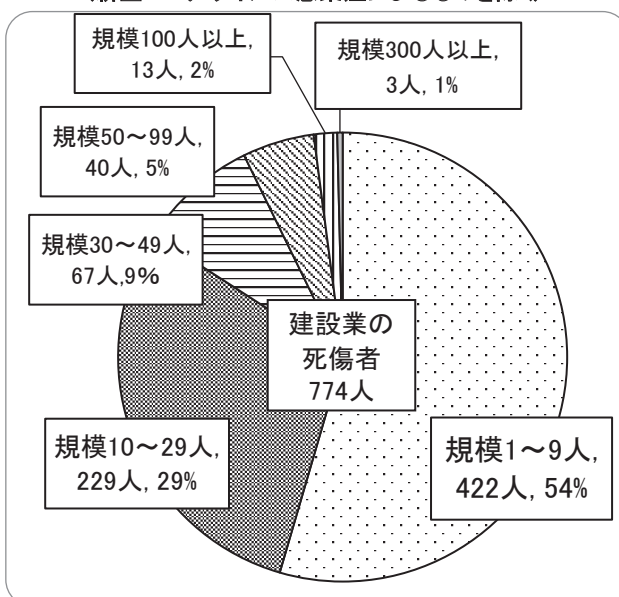


図3-2 令和5(2023)年 規模別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模1～9人の事業場で13人(81%)、10人以上30人未満の事業場で3人(19%)となった。

事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、1～9人の事業場が422人と最も多く建設業全体の54%を占め、次いで事業場規模10～29人の229人(30%)、30～49人が67人(9%)の順であり、建設業の死傷災害全体の9割以上が規模50人未満の事業場において発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和5(2023)年 年齢階層別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

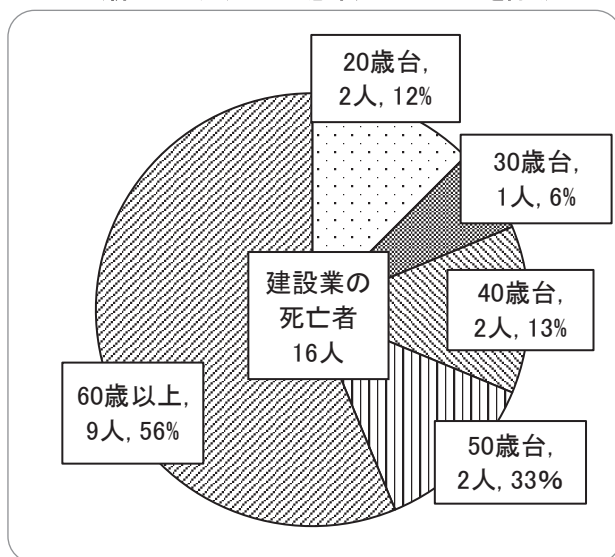
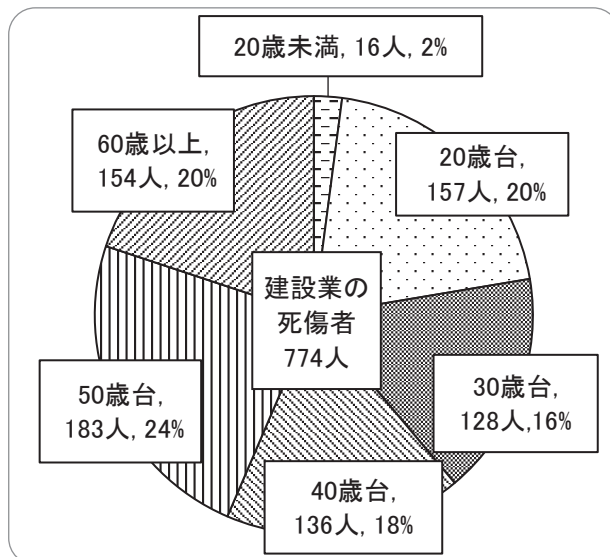


図4-2 令和5(2023)年 年齢階層別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、60歳以上が9人、20歳台、40歳台、50歳台が各2人、30歳台が1人であった。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、50歳台が183人と最も多く、次に20歳台が157人、その次に60歳以上が154人となっているが、20歳以上ではどの年齢階層も20%前後の割合となっていて、年齢による差異はほとんどみられない。

なお、厚生労働省では、高齢労働者の労働災害防止のため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称「エイジフレンドリーガイドライン」)の普及を促進しているところである。

5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和5(2023)年 経験年数別の死亡者数 (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

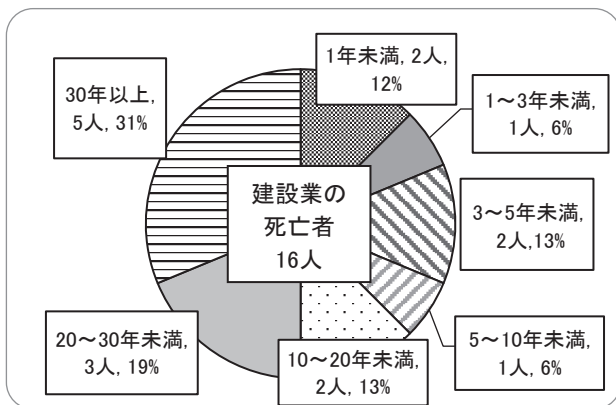


図5-2 令和5(2023)年 経験年数別の死傷者数 (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

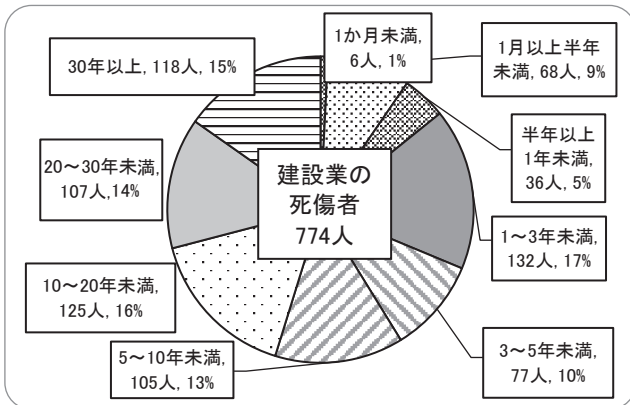
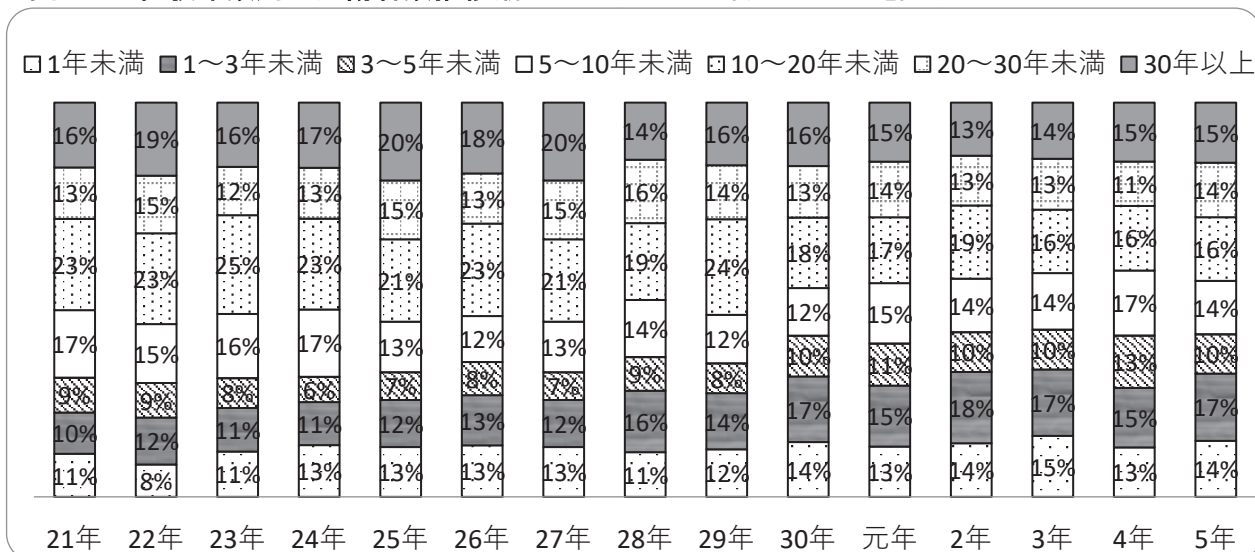


図5-3 経験年数別の死傷者数推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであり、30年以上の経験者が最も多い5人(31%)となっている。20年以上と合わせると全16人のうち半数に及んでいる。

死傷者数は、図5-2のとおりであり、経験年数に関わらず死傷災害が発生していることがわかる。

また、図5-3のとおり、死傷者数全体に占める10年以上の労働者の割合は増加に転じている。建設労働者の高齢化が進んでいることは周知の事実であり、高齢労働者が安全、安心して働くことができる「エイジフレンドリー職場」を目指す必要がある。

6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

図6-1 令和5(2023)年 現場入場日数別死亡者数

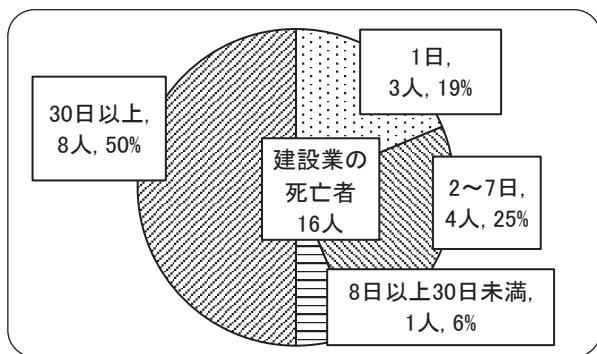
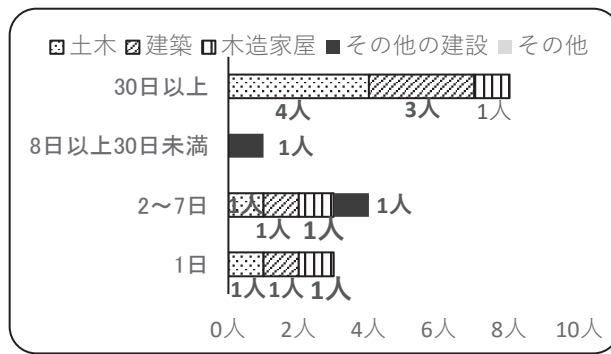


図6-2 令和5(2023)年 工事種別現場入場日数別死亡者



現場入場日数別の死亡災害発生状況は図6-1のとおりである。入場30日以上で発生した災害が半数を占めており、新規入場時教育だけでなく、入場後においても安全教育の徹底等が必要である。工事種別発生状況は図6-2のとおりで、最も多い30日以上においては土木工事と建築工事で9割近くを占めている。

7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和5(2023)年 事故の型別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

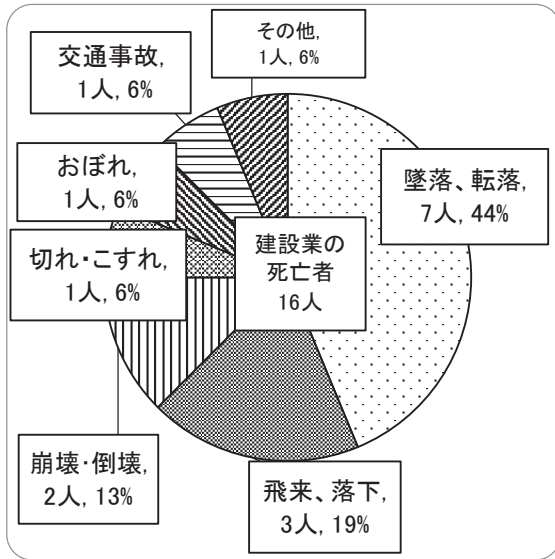
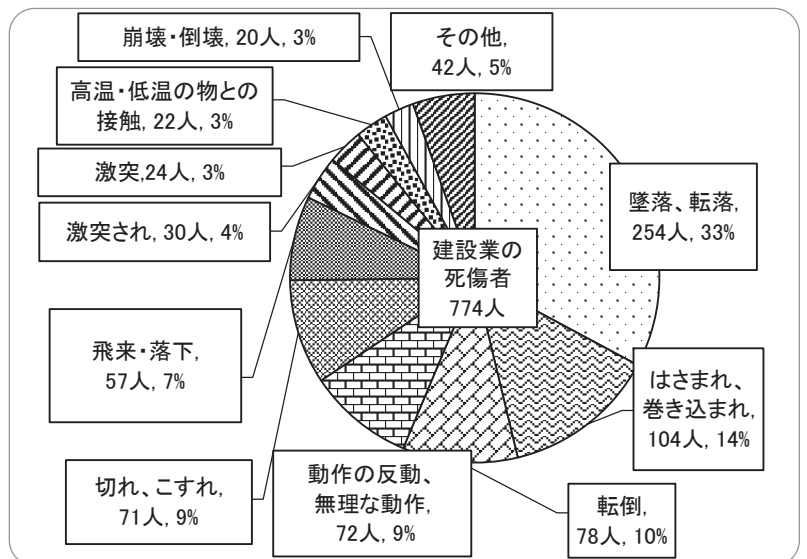


図7-2 令和5(2023)年 事故の型別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事故の型別の死亡者数は、図7-1のとおり、「墜落、転落」によるものが7人(44%)と最多である。なお、「その他」の1人は蜂刺されによるものである。

事故の型別の死傷者数は、図7-2のとおり、「墜落、転落」が254人(33%)と最も多く、3割を占めている。次いで「はさまれ、巻き込まれ」104人(14%)、「転倒」78人(10%)、「動作の反動、無理な動作」72人(9%)、「切れ、こすれ」71人(9%)、「飛来、落下」57人(7%)と続いている。

なお、令和5年3月14日に足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が公布され、足場の点検の確実な実施等(令和5年10月1日施行)及び一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)に係る対策の強化が図られた。また、併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正されている。

8 起因物別の災害発生状況

図8-1 令和5(2023)年 起因物別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

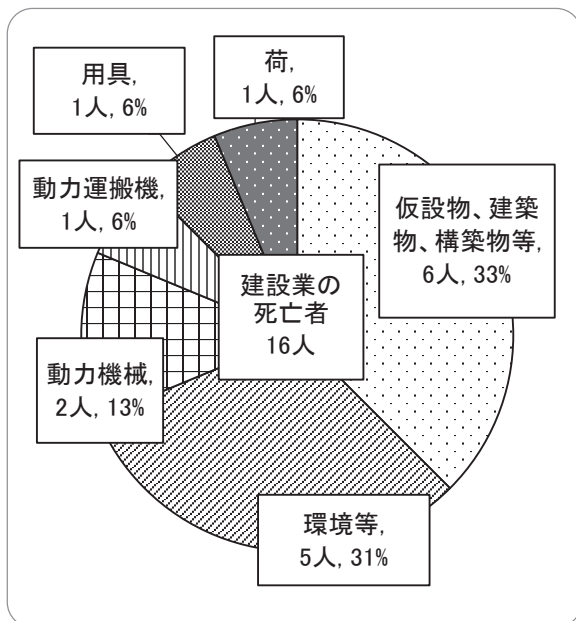
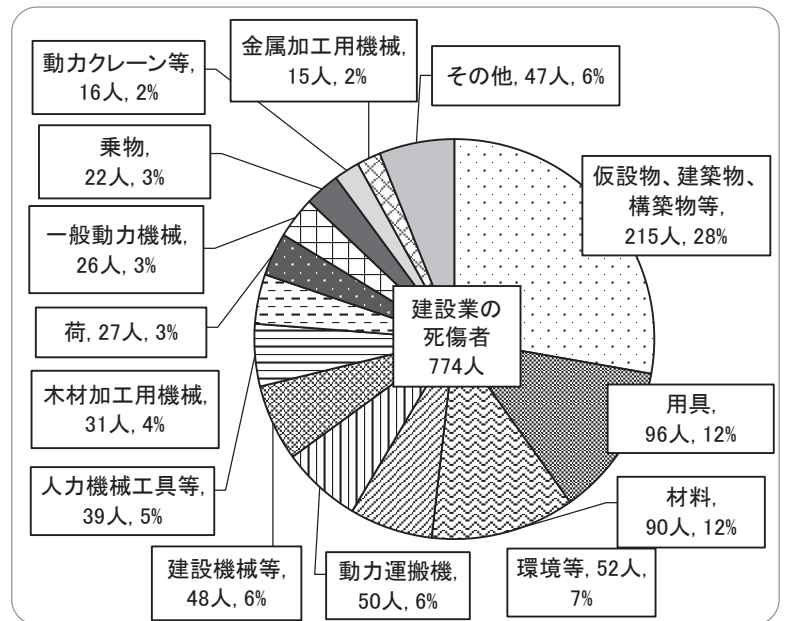


図8-2 令和5(2023)年 起因物別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



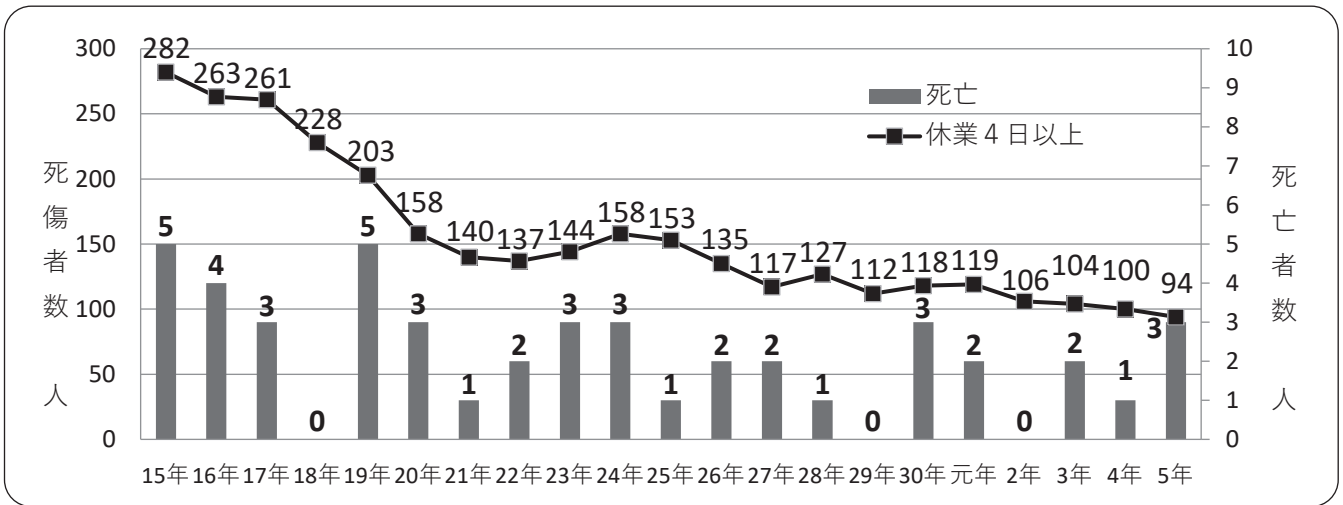
起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落、転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、215人で全体の約3割を占めた。次いで、「用具」96人(12%)、「材料」90人(12%)、「環境等」52人(7%)、「動力運搬機」50人(6%)、「建設機械等」48人(6%)、「人力機械工具等」39人(5%)と続いている(図8-2)。なお、脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数推移 (平成15年～令和5年)



令和5年の木造家屋等建築工事における死亡者数は3人で、前年より2人増加した。足場等の仮設物、建築物、構築物等のほか、金属加工用機械が起因物であった。平成15年以降の死亡者46人について事故の型別の発生傾向を考察すると、「墜落、転落」災害が34人であり死亡者全体の74%を占めている。

死傷者数は、図9-1のとおり長期的に減少傾向にあり、令和5年は100人を下回って過去最少の94人となった。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落、転落」災害を防止するには、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」が重要であると同時に、躯体と足場との間の墜落危険箇所を可能な限りなくすことや安全な昇降設備を設けることも重要である。

また、令和5年10月1日から足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が順次施行され、一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)等対策の充実強化が図られ、併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正された。

図9-2 令和5(2023)年 事故の型別の死傷者数

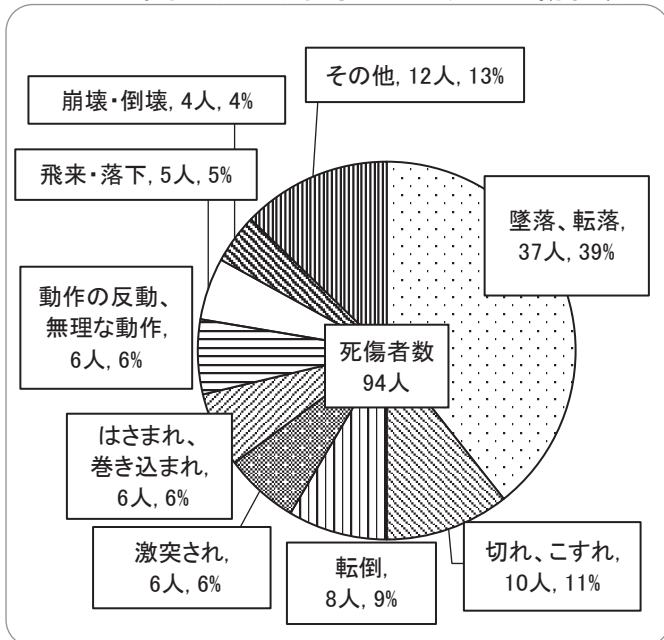
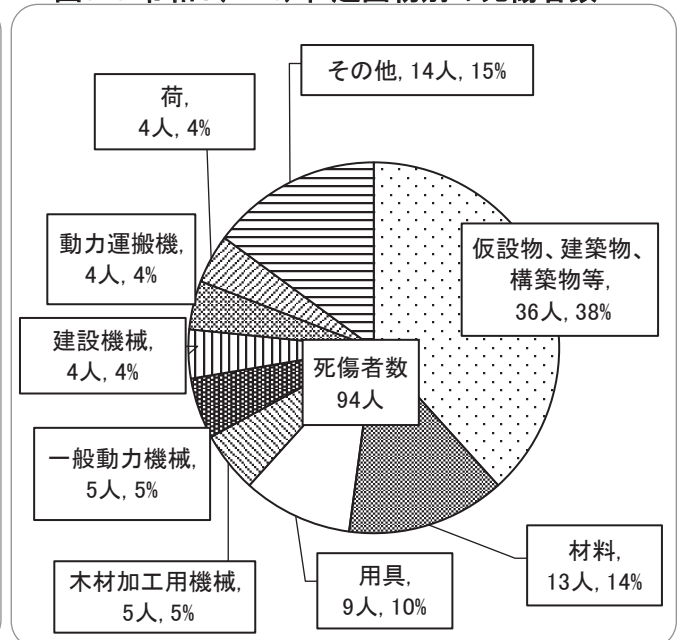


図9-3 令和5(2023)年 起因物別の死傷者数



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落、転落」が37人と最も多く39%を占めており、続いて、「切れ、こすれ」10人(11%)、「転倒」8人(9%)「激突され」、「はさまれ、巻き込まれ」、「動作の反動、無理な動作」が各6人となっている。

また、起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が36人と最も多38%を占めており、続いて、「材料」13人(14%)、「用具」9人(10%)、「木材加工用機械」5人(5%)、「一般動力機械」5人(5%)となっている。

10 公共工事等における災害発生状況

図10-1 公共工事等における死亡者数・比率
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

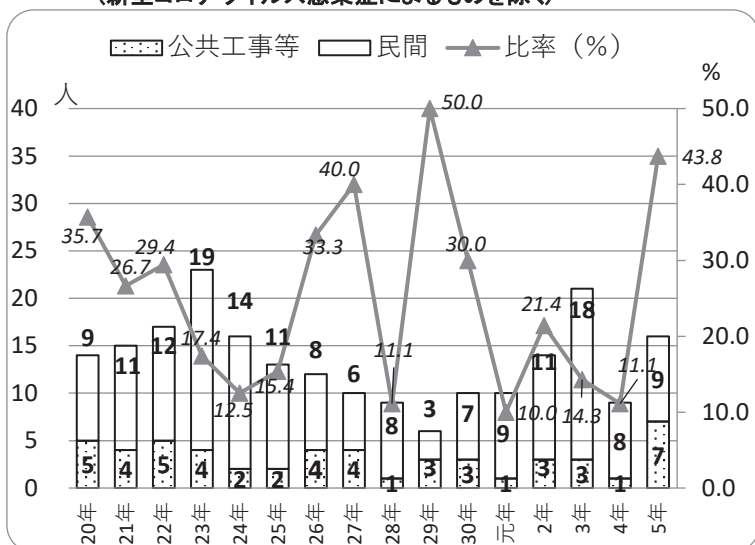
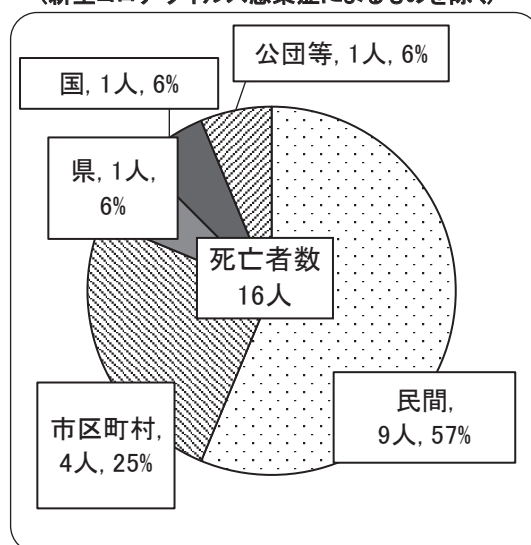
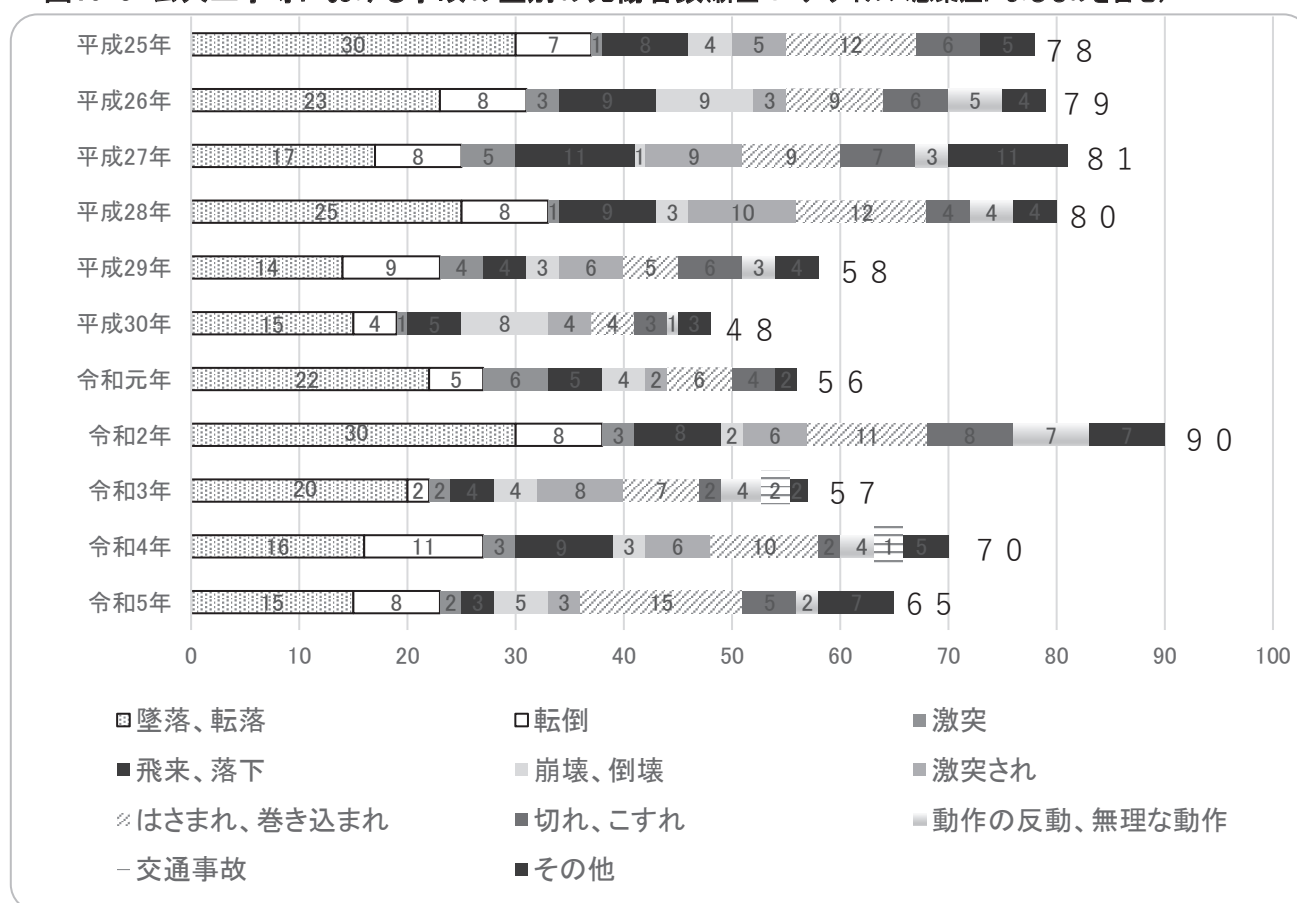


図10-2 令和5年 発注者別死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



令和5年の建設業における死亡者16人のうち、公共工事等で発生したのは7人(43.8%)であった。

図10-3 公共工事等における事故の型別の死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

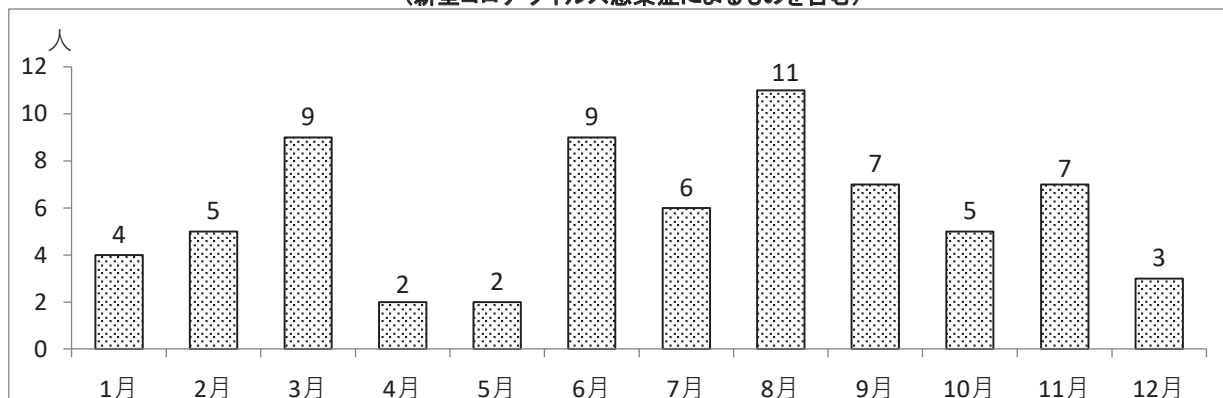


令和5年の公共工事等における死亡者は7人であり、建設業全体の44%を占めた。なお、公共工事等における発注者別の内訳は、国が1人、地方公共団体(県及び市区町村)5人、公団等1人であった。さらに、工事種別の内訳は、土木工事業が5人で、建築工事業及びその他の建設業は各1人であった。

令和5年の公共工事等における死傷者65人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」と「はさまれ、巻き込まれ」が各15人(23%)と最も多く、次いで「転倒」8人(12%)、「崩壊、倒壊」と「切れ、こすれ」が各5人(8%)となった。

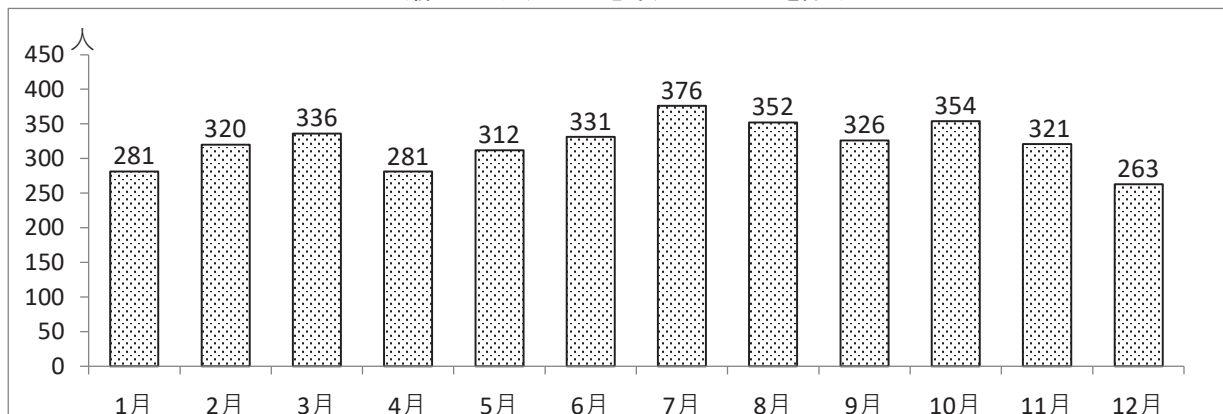
11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成31～令和5年(過去5年)の月別累計)
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、3月、6月、8月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

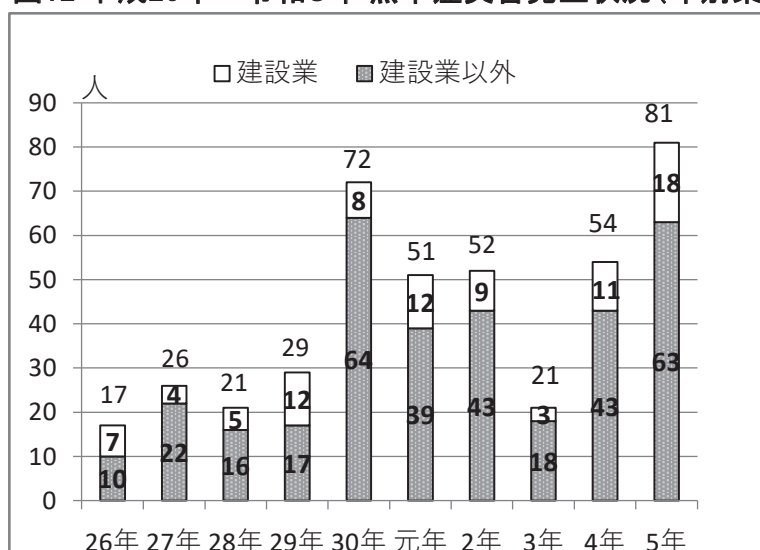
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成31年～令和5年(過去5年)の月別累計)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、7、8月、10月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

12 熱中症災害発生状況

図12 平成26年～令和5年 熱中症災害発生状況(年別業種別死傷災害発生状況)



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
 - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。塩及び飲料水を備える。
 - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。
(WBGT値:温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)
 - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

過去10年間の建設業、建設業以外の全業種における死亡及び休業4日以上の熱中症の発生状況は、図12のとおりである。令和5年の日本の夏(6～8月)の平均気温は、1898年以降最も高かったこともあり、前年と比べ発症者数は大幅に増加した。建設業における熱中症による死亡災害については、平成26年、30年、令和元年及び同4年に1人ずつ発生している。

厚生労働省では、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、平成29年以降「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しており、水分、塩分の摂取のほか、特に休み明けなど暑熱順化への対応が重要である。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65歳～69歳	荷姿の物 飛来、落下	<p>【発生状況】 工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 クレーン等で荷をつり上げる場合には、つり荷の形状、重量等に対応した用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。 2 つり荷の下には原則として作業者を立ち入らせないこと。 3 安全作業体制の確立を図ること。</p>
2	2月 16時頃	土木工事業 10人～29人 60歳～64歳	掘削用機械 墜落、転落	<p>【発生状況】 河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個をつって旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき以外に、ドラグショベルによる荷の吊り上げ等の用途外使用を行わないこと。 2 荷を移動させるときは、クレーンモードに切り替えて吊り上げ移動作業を行うこと。 3 予め作業計画を定め、リスクアセスメント等により、作業の安全性、妥当性を十分検証した上で、作業を行うこと。 4 能力向上教育等を受講させるなど、労働者に対し安全衛生教育を徹底すること。</p>
3	3月 14時頃	建築工事業 ～9人 20歳～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>【発生状況】 ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の実地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行っておくこと。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	3月 16時頃	建築工事業 ～9人 80歳～84歳	トラック 交通事故(道路)	<p>【発生状況】</p> <p>ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷降ろしを行う場合は、原則として、平坦な場所で行うこと。 2 運転席から離れるときは、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけること。また、念のため輪止めを使用すること。 3 労働者に対し、作業による危険性、危険を防止するための方法、作業手順等について、安全教育を実施すること。
5	3月 12時頃	土木工事業 ～9人 75歳～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>【発生状況】</p> <p>道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の実地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行っておくこと。
6	6月 10時頃	土木工事業 ～9人 50歳～54歳	その他の環境等 その他	<p>【発生状況】</p> <p>集合住宅敷地内の植栽剪定及び除草作業中、低木の庭木剪定を行っていたところ、営巣していた蜂に手の甲を刺され、アナフィラキシーショックを発症し入院。2週間後に死亡した。</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 蜂に刺されるおそれのある場所で作業を行うにあたっては、肌を露出しないように心掛け、長袖の作業着を着用し、軍手等をはめること。また、つばの広い帽子等を被り、頭を露出しないこと。 2 過去にハチ刺されによって蜂アレルギーの症状があった場合には、当該作業のように蜂に刺される危険がある作業に従事させないこと。 3 作業員に対して蜂に刺された時の救急処置、蜂アレルギーの症状等について教育を行うこと。